

別表第2（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象基準	補助対象経費及び補助率	対象期間	個別添付書類
1 家計急変世帯	保護者等が失職、倒産、自然災害等、本人の意思に基づかない事由により家計が急変し、補助対象区分3と同程度に困窮している生徒	高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）の対象となる期間又は単位に係る授業料（※）全額（授業料から同支援金（再就学支援金を含む。）を差し引いた額）とし学校法人が授業料減免を行った額の10分の10	家計急変が起こった月以降3月まで （注）年度途中で家計急変の要件を満たさなくなった場合は、当該月以降は対象外とする。	別紙3 授業料減免児童生徒状況調書 家計急変を証明する書類 ・給与証明書 ・課税（所得）証明 ・解雇通告書 ・事業廃止届 ・離職票 ・雇用保険受給資格者証等
2 生活保護世帯	保護者等が生活保護（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である児童生徒	高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）の加算額が支給されている期間	高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。）の加算額が支給されている期間	単位制高等学校については、別紙6（授業料減免額調書）
3 高等学校等就学支援金（再就学支援金を含む。） 2.5倍加算世帯及び2倍加算世帯 （平成26年4月1日以前から引き続き在学するものについては2倍加算世帯及び1.5倍加算世帯）	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下この表において「政令」という。）第4条第2項第2号及び第3号に規定する受給権者 （平成26年4月1日以前から引き続き在学するものについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年度政令第124号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下この表において「改正前の政令」という。）第4条第3項第1号及び第2号に規定する受給権者）	※各学校法人で定めた平成27年度の授業料の額を上限とする。		
<p>【共通添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業料減免規程 ・授業料減免決定通知書の写し <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の被保護者は、補助対象区分2で申請すること。 ・課税（所得）証明書は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、扶養者の人数が記載されているものに限る。 				